

## 令和6年度 つくばみらい市就学援助制度のお知らせ

つくばみらい市就学援助制度は、小中学生の保護者の方で、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難な方に対し、その費用（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等）の一部を援助する制度です。

### 就学援助の支給の対象となる方

- 次のすべてに該当する方
  - (1) つくばみらい市にお住まいで、小学生又は中学生のお子様がいる保護者の方
  - (2) 就学援助の認定基準に該当する方

### 就学援助の認定基準

- 次のいずれかに該当する方
  - (1) 児童扶養手当を受給中の方
    - ※「児童扶養手当」…父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当
  - (2) 市・県民税が非課税である世帯の方
  - (3) 世帯全員の所得合計額が基準以下の方（下表参照）
    - ※ 原則として世帯全員の所得合計額（令和5年1月～令和5年12月の所得額）が基準となります。所得税の確定申告や、市・県民税の申告等を済ませていただく必要があります。
  - (4) その他、経済的に就学が困難であると認められる方

＜所得基準の参考例＞

世帯構成	世帯全員の所得合計額（持家）	世帯全員の所得合計額（借家）
2人（母・小学生）	約166万円	約238万円
3人（父・母・小学生）	約220万円	約292万円
3人（母・小学生2人）	約229万円	約300万円
4人（父・母・小学生2人）	約279万円	約351万円

※上記は、世帯構成員の年齢等によって異なります。

### 申請方法

- 学校又は学校総務課で配布する申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類と併せてお子様の在学する学校にご提出ください。お子様が小学校と中学校に在学している場合は、それぞれの学校に1部ずつ提出していただく必要があります。
- 原則として、申請された月の翌月から認定となります。
  - ※ 4月から認定を受けたい場合は、3月末日までに申請してください。
  - ※ 小学校新1年生については、4月末日までに申請された場合、4月から認定としています。
  - ※ 中学校新1年生については、小学校6年生の3月中に、在学している小学校へ申請することで、4月から認定となります。
- 毎年度申請していただく必要があります。自動継続はされませんのでご注意ください。

申請書類・支給額などは、裏面をご覧ください

## 申請書類

### ■ 「就学援助費支給申請書」

- ⇒ 申請書の世帯欄には次の（１）から（３）の全員をご記入ください。
- （１）児童生徒と同居の家族全員（祖父母等含む）
  - （２）単身赴任や別居等の保護者
  - （３）同一敷地内に居住する者で、生計が同一である者

### ■ 「確認同意書」

- ⇒ 上記申請書の世帯欄に記入した全員をご記入ください（ただし18才以上の方のみ）。

### ■ 「令和6年度住民税課税・非課税証明書」（令和6年1月1日時点の住民登録地で取得）

- ⇒ 令和6年1月1日時点つくばみらい市に住民登録がない方のみ必要です。世帯全員分（ただし18才以上の方のみ）を提出してください。

（ 6月までに申請される方は、「就学援助費支給申請書」と「確認同意書」を先に提出し、「令和6年度住民税課税・非課税証明書」については、6月末日までに提出してください。7月以降に申請される方は、申請書等と一緒に提出してください。

※「就学援助費支給申請書」が提出された月の翌月から認定となりますのでご注意ください。

※ 「就学援助費支給申請書」・「確認同意書」は、学校または学校総務課で配布しています。

## 支給内容・支給時期

- 就学援助費は、年3回に分けて支給します。（支給時期：7月・12月・3月）
- 新入学学用品費は、4月に認定されている小中学校1年生のみが対象となります。ただし、既に新入学学用品費の入学前支給を受けた方は対象となりません。
  - ◎次年度に小学校新1年生で新入学学用品費の入学前支給を希望する方へ
    - ・「新入学学用品費の入学前支給のご案内」をご覧ください。
  - ◎次年度に中学校新1年生で新入学学用品費の入学前支給を希望する方へ
    - ・小学校6学年の3月1日現在で就学援助の認定を受けている方を対象に、就学援助費の小学6年生第3回支給分と併せて中学校新入学学用品費を支給します。
- 校外活動費・修学旅行費は、認定を受けている期間中に参加された方のみが対象となります。
- 医療費は、受診した医療機関に市が直接支払います。（※事前申請必要）

### 【支給費目および支給金額表】

支給費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費	11,630円		22,730円	
通学用品費	2,270円		2,270円	
新入学学用品費	54,060円		60,000円	
校外活動費（宿泊なし）	実費相当額（上限1,600円）		実費相当額（上限2,310円）	
校外活動費（宿泊あり）	実費相当額			
修学旅行費	実費相当額			
給食費	支払い実績額（3,700円/月）		支払い実績額（4,300円/月）	
医療費	所要額（学校保健法に規定する疾病治療のみ）※虫歯、中耳炎等			
卒業アルバム費	11,000円（第6学年のみ）		8,800円（第3学年のみ）	
学習通信費	24,000円（1世帯あたり）			

※上の表は令和5年9月時点での金額になります。費目や金額について変更になる場合があります。

## お問い合わせ先

つくばみらい市教育委員会 学校総務課 学務係 電話 0297-58-2111（代表） 内線 7106